



福島医発第2902号(地)

平成31年1月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ナルメフェン塩酸塩水和物の使用に当たっての留意事項について

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より各都道府県等衛生主管部(局)長及び各都道府県等精神保健福祉主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

今般、ナルメフェン塩酸塩水和物（販売名:セリンクロ錠10mg、以下「本剤」という。）について、「アルコール依存症患者における飲酒量の低減」を効能又は効果として承認されました。

厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究により作成されたアルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、アルコールを含む物質依存症の治療の主体は心理社会的治療であり、薬物療法は補助的な役割を担うとされております。また、本剤も臨床試験において、心理社会的治療との併用下でのみ、飲酒量を低減する有効性が確認されております。

本通知はこれらを踏まえ、本剤の投与に当たっては、ガイドライン等の情報に留意し、診断、治療目標の設定及び心理社会的治療の実施を含むアルコール依存症治療の全般が適切に実施されている必要があること等、本剤の使用に当たっての留意事項を通知するものです。

なお、アルコール依存症の治療に本剤を使用する際の要件及び注意事項については、添付文書及び医薬品リスク管理計画に記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

平成 31 年 1 月 18 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

ナルメフェン塩酸塩水和物の使用に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同局医薬安全対策課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より各都道府県等衛生主管部(局)長及び各都道府県等精神保健福祉主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

今般、ナルメフェン塩酸塩水和物(販売名:セリンクロ錠 10mg、以下「本剤」という。)について、「アルコール依存症患者における飲酒量の低減」を効能又は効果として承認されました。

厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(精神障害分野))アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究により作成されたアルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)では、アルコールを含む物質依存症の治療の主体は心理社会的治療であり、薬物療法は補助的な役割を担うとされております。本剤も臨床試験において、心理社会的治療との併用下でのみ、飲酒量を低減する有効性が確認されております。

本通知はこれらを踏まえ、本剤の投与に当たっては、ガイドライン等の情報に留意し、診断、治療目標の設定及び心理社会的治療の実施を含むアルコール依存症治療の全般が適切に実施されている必要があること等、本剤の使用に当たっての留意事項を通知するものです。

なお、アルコール依存症の治療に本剤を使用する際の要件及び注意事項については、添付文書及び医薬品リスク管理計画に記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

薬生薬審発 0108 第 12 号
薬生安発 0108 第 3 号
障精発 0108 第 3 号
平成 31 年 1 月 8 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課 長



厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課 長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課 長



ナルメフェン塩酸塩水和物の使用に当たっての留意事項について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長、各都道府県及び指定都市の精神保健福祉主管部（局）長宛て通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につき御配慮をお願いします。



薬生薬審発 0108 第 10 号
薬生安発 0108 第 1 号
障精発 0108 第 1 号
平成 31 年 1 月 8 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿
各 { 都道府県
指定都市 } 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

ナルメフェン塩酸塩水和物の使用に当たっての留意事項について

ナルメフェン塩酸塩水和物（販売名：セリンクロ錠 10mg。以下「本剤」という。）については、本日、「アルコール依存症患者における飲酒量の低減」を効能又は効果として承認したところです。

厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究により作成されたアルコール・薬物使用障害の診断治療ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、アルコールを含む物質依存症の治療の主体は心理社会的治療であり、薬物療法は補助的な役割を担うとされています。本剤も臨床試験において、心理社会的治療との併用下でのみ、飲酒量を低減する有効性が確認されています。

また、ガイドラインでは、明確な合併症を有しない等の一部のアルコール依存症患者では飲酒量の低減が治療目標になり得るという考え方が示されていますが、一方で、アルコール依存症の治療目標は、原則的に断酒の達成とその継続であるともされています。

これらを踏まえ、本剤の投与に当たっては、ガイドライン等の情報に留意し、診断、治療目標の設定及び心理社会的治療の実施を含むアルコール依存症治療の全般が適切に実施されている必要があります。本剤の処方を行う医師においては、専門医療施設や学会が行う講習会を受講すること等により技術の向上を図っていただくこと、依存症専門医療機関ではない医療機関で本剤を処方する際は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によって定められている依存症専門医療機関及び厚生労働科学研究費補助金アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究 平成 28 年度 総括研究報告書の選定基準を満たす医療機関と継続的な連携を図っていただくことが適切と考えます。

このようなアルコール依存症の治療に本剤を使用する際の要件及び注意事項については、添付文書及び医薬品リスク管理計画に記載してあるため、貴管下の医療機関等に対する周知をお願いします。

また、貴殿においては、引き続きアルコール依存症治療に係る医療関係者の技術の向上を推進していただき、ひいては本剤の適正使用が図られるよう、ご協力をお願いします。